

兵庫県「景観の形成等に関する条例」に基づく「沿道景観形成地区」の指定について

兵庫県では、但馬地域にある豊かな自然や歴史的なまちなみに代表される美しい風景を守り、育てるために、但馬の顔となる国道312号（朝来市南端）から県道豊岡港線（豊岡市北端）までの沿道の一定区域について、沿道景観形成地区の指定（平成18年3月目標）を目指しています。

木枠をつけたり、周囲の景色にあわせた色を使う

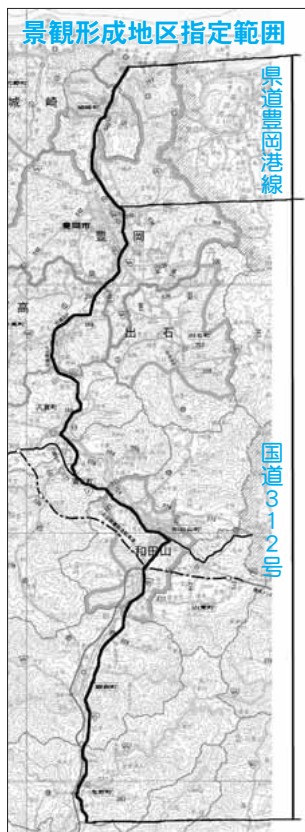


高さや形をそろえる

歴史的なまちなみにあわせて、格子を意識する

自動販売機も景観に配慮したタイプとする

※風景例



■沿道景観形成地区に指定されると…

- ①屋外広告物の掲出の方法や自動販売機（屋外）の設置の方法などについてルールをつくります。
- ②屋外広告物の掲出や自動販売機の設置に際しては、事前に県への届出が必要となります。
- ③みなさんのご協力により、但馬地域の美しい風景づくりを進めていきます。
- ④景観に配慮した屋外広告物や自動販売機には、一定の助成率、限度額で助成をさせていただきます。（ルールを守って広告物などのデザインを工夫したりするための費用が対象となります）

所得税・市県民税の申告相談

— 申告相談期間は2月16日～3月15日 —

所得税の確定申告、市県民税の申告相談期間は2月16日から3月15日です。
養父市での申告相談の日程等は次のとおりです。

◎申告相談の期間

2月16日（木）～3月15日（水）

◎申告相談の会場

- ・八鹿文化会館2階展示室
- ・やぶ生涯学習センター農業技術研修室
- ・大屋公民館研修室
- ・エイドホール2階農林研修室

◎事前集合指導の開催

年金所得者を中心に、次の日程で事前に申告相談を行います。該当される方はお越しください。

- ・2月2日（木）／エイドホール
- ・2月6日（月）／大屋公民館
- ・2月8日（水）／やぶ生涯学習センター
- ・2月10日（金）／八鹿文化会館

◎市県民税の申告

申告がない場合、収入のな

い方なのか、申告していない方なのか判断がつかず、所得証明書の発行ができなくなります。

また、国民健康保険加入者の方は、軽減措置該当者でありながら、この軽減を受けることができない場合がありますので、所得の有無にかかわらず申告してください。

◎医療費・寄付金の控除

一定額以上の医療費を支払われた方、寄付金を支払われた方は控除が受けられる場合があります。

領収書等の必要書類を準備しておいてください。

◎市県民税申告書の提出

平成18年度分市県民税の申告書は、2月上旬に各区長さんを通じて配付する予定です。「申告書の書き方」をよく読ん



で、3月15日までに提出してください。

また、確定申告をされる方も申告当日に市県民税の申告書を持参してください。

◎お問い合わせは…

- 和田山税務署（☎672-13171）、養父市役所税務課（☎662-3164）、養父地域局振興課（☎664-0281）、大屋地域局振興課（☎669-0120）、関宮地域局振興課（☎667-3500）